



域、地域または地区ごとに建蔽率および容積率を記入してください。

3 10欄 は、建築物全体の建築面積を記入してください。

4 10欄 は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁またはこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあっては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあっては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、10欄 と同じ面積を記入してください。

5 11欄は、 から までを含めた建築物全体の床面積を記入してください。( )内には、つぎの用途に供する部分の床面積を記入してください。

地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅または老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分

エレベーターの昇降路の部分

共同住宅または老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下または階段の用に供する部分

住宅または老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、区長が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めるもの

自動車車庫その他の専ら自動車または自転車の停留または駐車のための施設（誘導車路、操車場所および乗降場を含む。）の用途に供する部分

専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分

蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分

自家発電設備を設ける部分

貯水槽を設ける部分

宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分

建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分

住宅の用途に供する部分

老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分

6 住宅または老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄 の床面積は、その地階の住宅または老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分または共同住宅もしくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下もしくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

7 11欄 は、容積率の算定の基礎となる延べ面積（各階の床面積の合計から に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅および老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分または共同住宅もしくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下もしくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅および老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分または共同住宅もしくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下もしくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積） から までに記入した床面積、 から までに記入した床面積（これらの面積が、つぎのアからカまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積）および に記入した床面積を除いた面積）を記入してください。

ア 自動車車庫その他の専ら自動車または自転車の停留または駐車のための施設（誘導車路、操車場所および乗降場を含む。）の用途に供する部分 5分の1

イ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1

ウ 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分 50分の1

エ 自家発電設備を設ける部分 100分の1

オ 貯水槽を設ける部分 100分の1

カ 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分 100分の1